

第3章 焦点となった法案・課題への対応

内心の自由を侵害する法案に対抗

2

共謀罪法案

共謀罪が再浮上

第2次安倍内閣発足から3年半が経過した2016年夏以降、政府は、テロ対策を進めるために、対象となる集団を絞り込むなど構成要件を変え、共謀罪から名称を変更した「テロ等組織犯罪準備罪」を創設する法案の検討を行っていることを発信するようになった。しかし、具体的な内容は明らかではなかった。

政府の無責任答弁を追及

共謀罪法案は過去に3度国会に提出されたが、市民運動でさえ処罰対象になりうること、目配せも計画の合意とみなされること等が明らかになって国民の懸念が高まり、いずれも廃案となった。今回の「テロ等準備罪」が本当に共謀罪と異なるものかどうか焦点となり、法案提出前から法務委員会等で政府への質問が相次いだ。

法案を担当する金田法務大臣は、しばしば答弁に窮する事態に陥り、法案提出前の質問を遮ることを意図した文書をマスコミに配布したり、「成案を得てから説明する」と答弁回避をしたりした。民進党は答弁から垣間見えた法案の概要をもとに、「共謀罪創設法案に対する現時点における見解」を193回通常国会の2017年2月21日に発表し、立場を明確にした。

変転する答弁で議論は煮詰まらず

3月21日に法案が提出された後も金田法務大臣の答弁は迷走・変転し続けたため、民進党は大臣の交代による充実した審議を求めたが、与党は強硬な委員会運営に終始した。衆参両院ともに委員長職権による委員会開催決定や、採

決による政府参考人常時出席という前例のない運営を行った。民進党は衆参両院で法務委員長解任決議案を提出したが、与党の数の前に決議案は否決された。その後も答弁の迷走は続き、衆議院では法務大臣不信任決議案を、参議院では法務大臣問責決議案を提出したが、こちらも与党が数の力を行って否決し、大臣を庇った。

具体的な組織犯罪対策を提案

民進党は、包括的な共謀罪創設は否定しつつ、組織犯罪に対応するため、組織による詐欺と人身売買の予備を処罰する「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を自由党と共同で、具体的なテロ対策として「航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案」(詳細 p.29)を自由党、社民党と共同で5月11日に衆議院に提出したが、継続審議となった。

強行採決による成立

法文上の犯罪の構成要件が曖昧な上、答弁が変転するために、誰が何をすると調査や捜査、逮捕、処罰の対象となるのかということがまったく明確にならず、法案への不信・不安が国民世論の中で高まった。また、法案に対して国連特別報告者から懸念の表明と説明要求がなされる事態となる中で、衆議院では与党が審議を打ち切り、強行採決が行われた。

民進党は参議院でも慎重審議を求めたが、成立を急ぐ政府与党は、法務委員会の審議を省略し、本会議での中間報告を用い、強行採決で、民進党等の反対を押し切り法案を成立させた。